

世界的にニーズが高い
国際法のプロを養成

モデル・ケースとして「国際法の専門家養成」を掲げている、国際公務員養成プログラムは、GSICSで国際法について学問を修めて修士号を取得した

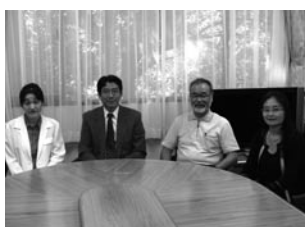
者、あるいは法学研究科の修士号を取得した者、ロースクール修了者等が対象で、神戸大学院国際協力研究科の博士後期課程に設けられている。国際機関である程度のレベルのポストを得るには、修士レベルの学歴が必要だが、世界各国から優秀な

人材が集まってくるだけに、それでもなお狭き門である。そこで修士よりさらにハイレベルな博士後期課程（ドクターコース）に国際公務員養成プログラムを置いて、狭き門を突破させようという戦略である。GSICSは16年前の設立以来、これまで

も何人かの国際機関で活躍している人材を輩出してきた。これからはプログラムを設けて、さらに人材養成の仕組みを体系化していくというわけだ。国際機関では経済、財務、行政、法律など、さまざまな専門家がスタッフとして活躍してい

るが、GSICSでは国際法の専門家を「リーガル・オフィサー（LO）」と位置づけ、その養成をモデル・ケースとして主軸に据えて、国際公務員養成プログラムを展開している。LOはひとことではいえないハイレベルな法律の専門家である

国際化が進む現在、「国際的な舞台で活躍できる人材養成」に類するスローガンを、今やどの大学も掲げるようになった。中でも「国際公務員」は、格好の目標とっていいだろう。国際公務員とは、国際連合（国連）およびその関連機関である世界銀行、ユニセフといった組織の職員のことである。しかし、国際公務員のポストを得るのは非常に困難だという現実がある。実際、日本人の国際公務員の数は、国際機関に拠出している金額に比べてもかなり低いという指摘もある。そのため、国際公務員養成に向けた具体的な取り組みに着手する大学はこれまで皆無だったといつてよい——そうした中で名乗りを上げたのが、神戸大学大学院国際協力研究科（※GSICS）だ。どのように国際公務員養成を展開していくのか、話を聞いた。



神戸大学大学院国際協力研究科長・高橋基樹教授（左から2番目）と国際公務員養成プログラム教員スタッフ

国際法における
教育・研究の強みを
人材養成に活かす
神戸大学の試み

これまでになかった
国際公務員養成
プログラムの
中身

が、働く場によって多少その役割は異なる。ここで取り上げる例は、教育内容から国際法に強いLOということになる。

GSICCSの卒業生で旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所で活躍しているA氏を例に見ると、過去の裁判例についてリサーチする、判決・決定内容を策定するスタッフ・ミーティングで国際刑事法に則った議論をする、判決の草案を起草する、法廷スケジュールのマネジメントをすするといった業務に取り組んでいる。

他の例では、国連の法務部などに所属し、条約起草作業において法的観点から見て問題点がないかをチェックする、専門的な見地から助言するといった業務をこなす——これもLOの一例だ。

国際化が進むのに比例して紛争も増える——ということで、LOを必要とする場合は、年々増加傾向にある。例えば、46年設立のオランダの国際司法裁判所はもとより、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所やルワンダ国際刑事裁判所（それぞれ93年、94年設立）、国際海洋法裁判所（96年設立）、国際刑事裁判所（02年設立）といった国際裁判所の増加である。

また、ワシントン条約、南極条約といった各種の条約にはその運営を担う事務局があり、ほ

ぼ例外なく国際法分野で博士号を取得したクラスの人材が働くポストがある。

国際公務員ではないが、外務省をはじめ、各省のスタッフが他国の政府代表と交渉する際もLOは不可欠であり、そのため外務省では省内に「国際法局」を置いている。

このように、国際公務員養成プログラムは世界的に引く手あまたであるLOを中心とした人材養成に取り組むものだ。

国際法の現場を 意識したカリキュラム

LOを養成するカリキュラムの概要について見ていこう。なお、このカリキュラムは特別なコースとしては設けず、国際法の教員の指導を受けてLOを目指す学生が履修する仕組みをとっている。GSICCSと法学研究科から集まった国際法の教員6人が指導を担当しているが、その中の1人、柴田明穂教授自身、国際法の現場でさまざまな経験を重ねた持ち主だ。主なところでは、遺伝子組み換え生物等の取り扱いや輸出入を規制する国際法を巡る国家間のルール作りの場に日本政府代表として参画したり、南極条約やいくつかの環境条約に関する国際法交渉において外務省の法律顧問的

な業務に取り組む、といったところである。柴田教授のように現場を知っている専門家が実践的な指導をするのも、このカリキュラムの特徴だ。

カリキュラムの内訳は、別表のように①「国際法の専門知識を身につける」、②「専門分野を外国語（英語）で議論する能力を身につける」、③「専門知識を前提として、さらに実践的な能力を身につける」という3つのカテゴリから成っている。

カリキュラムで力を入れているものの1つは、外国語（英語）で書類を書いたり、報告したりするというアウトプットの部分。

「日本の大学院の外国語教育では、専門分野の論文や教科書を読んで理解するところまではしっかりと教育しているが、アウトプットの部分にはそれほど力を入れてこなかったように思います。国際法のプロをめざす多くの日本人学生は、アウトプットする能力を研鑽するために、これまで海外留学の道を選んできたのではないのでしょうか」（柴田教授）

また、カリキュラムの③では、海外実習で国際環境条約交渉の現場及びそれをサポートする環境条約事務局を視察したり、海外インターンシップでは海外の条約事務局等で、実務に数ヶ月間従事するといった非常に実践

性の高い学びに取り組むことになる。ちなみに、現在1人の学生が実際に取り組んでいるインターンシップの内容は、生物多様性条約事務局（カナダ）で、半年にわたって環境問題に関するリサーチと報告書作成を行うというもの。その上で、学生はいくつものレポートを大学に提出し、世話役の事務局の上司が評定を下すこと等によって成績が決まるという非常に手の込んだ内容だ。

このように、ドクターコースに設置された国際公務員養成プログラムでは高度な国際法のプロの教育に取り組んでいくわけだが、最後に1つ、同プログラムには含まれない要素で重要なものがあるという。

「カリキュラムによって専門的な知識や能力を高めることはもちろんですが、国際法の現場には、科学者をはじめ、さまざまなエキスパートが揃っています。そうした中で相手の話すことを理解する教養的な幅広さと人間的な深さが大切です。実はこの部分

の教育が、なかなか難しいのですが」（柴田教授）。

なお、今回の取り組みで一定の成果を取めたら、リーガル・オフィサー以外の人材養成にも拡大していきたいとGSICCSの研究科長・高橋基樹教授は話している。

十 十

「今まで社会科学系のドクターコースで、研究者以外のキャリアを想定したプログラムを展開した例はほとんどないと思います」と高橋教授は話している。文系のドクターの活躍の場を研究室以外にどう開拓していくかが問題となっている中であつて、確かに異色の取り組みといえるだろう。

◆リーガル・オフィサー養成カリキュラム

(1) 国際法の専門知識を身につける

科目名	育む力
国際協力法	[専門性]
国際環境法	[専門性]
国際投資法	[専門性、特に判例読解力]
国際協力法各論	[専門性、特に判例読解力]
国際協力法特論（国際経済法）	[専門性]

(2) 専門分野を外国語（英語）で議論する能力を身につける

International Criminal Law	[専門性、語学力]
International Human Rights Law	[専門性、語学力]

(3) 専門知識を前提として、さらに実践的な能力を身につける

国際協力法特論（外務省国際法課首席による集中講義）	[実践性]
多国籍条約交渉論	
Multilateral Treaty Negotiation	[実践性、専門性、能動的な語学力]
International Cooperation Law	[実践性、能動的な語学力]
海外実習	[実践性、能動的な語学力]
インターンシップ	
国際協力法特論（国際公務員養成特論Ⅰ）	

※=Graduate School of International Cooperation Studiesの頭文字。